

介護保険の認定調査について

1. 認定調査

- ・市の調査員が申請者の自宅等を訪問し、定められた認定調査票に基づき、心身の状況６２項目と特別な医療１２項目について聞き取り、それを補足する具体的状況の特記事項として記載します。（原則、１週間以上同じ環境で過ごした生活状況での聞き取りを行います。）
- ・訪問調査の日時は、あらかじめ申請者などと調整のうえ決定します。
- ・訪問調査には家族などの立会いができますので、対象者が意思疎通の困難な場合は、家族など介護者が日ごろの状況をご説明ください。

2. 主な調査項目

麻痺等の有無・拘縮の有無・寝返り・起き上がり・座位保持・両足での立位保持・歩行・移乗・移動・立ち上がり・片足での立位保持・洗身・えん下・食事摂取・排尿・排便・清潔・衣服着脱・薬の内服・金銭の管理・日常の意思決定・視力・聴力・意思の伝達・記憶、理解・問題行動に関連すること・特別な医療に関連すること・日常生活自立度に関すること・外出頻度

3. お願いしたいこと

- ・日頃、主に寝泊りする場所で調査を実施しますのでご協力ください（寝室で寝返りなどの確認動作も実施します）。
- ・スムーズに調査が開始できるよう、予定時間の１５分前には調査場所でお待ちください。１時間以内での調査の実施にご協力ください。
- ・正しく調査を行うために、体調の安定している時に実施します。発熱など体調不良の時は早めにご連絡ください。感染予防のために、ご家族の体調不良時もお連絡ください。
- ・入退院など生活環境が変わる場合は、調査日を延期する必要がありますので、ご連絡ください。
- ・普段の様子を正しく把握するために、日常の様子が分かる方の同席を可能な限りお願いします。
- ・調査対象のご本人の前では話しづらいような内容は、メモを渡して伝える、ご本人とは別室で伝えるなどの配慮をお願いします。
- ・調査対象者や調査員へ心理的影響を及ぼす恐れがありますので、撮影・録音等のご遠慮ください。
- ・市の認定調査員は車で訪問します。駐車スペースの確保にご協力ください。